

議 長	<p>日程第 2、議会運営委員長報告を行います。</p> <p>先の本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本臨時会の議事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求めます。</p>
議会運営委員長	<p>堂場議会運営委員長</p> <p>議会運営委員会において協議、決定した内容をご報告いたします。</p> <p>さきに、第 3 回村議会臨時会の議事運営等に関して、議長から諮問がありましたので、これに応じ 7 月 28 日、午前 9 時 00 分から議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。</p> <p>その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し検討した結果、本日 1 日間とすることが適当であると認められました。</p> <p>以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本臨時会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>委員長の報告が終わりました。</p>
議 長	<p>なお、ただ今の委員長報告に対する質疑は省略いたします。</p> <p>日程第 3、 会期決定の件を議題とします。</p> <p>おはかりいたします。</p> <p>本臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、会期は 1 日間と決定しました。</p>
議 長	<p>日程第 4、諸般の報告をいたします。</p> <p>諸般の報告は、印刷してお手もとに配布しておきましたから、ご了承願います。</p>
議 長	<p>日程第 5、一般行政報告を行います。</p> <p>一般行政報告は文書で配布されております。</p> <p>なお、口頭で補足説明が求められておりますので発言を許します。</p>
村 長	<p>村 長</p> <p>一般行政報告につきまして、口頭で補足をさせていただきたいと存じます。</p> <p>まず 1 点目の寄附についてでございます。</p> <p>6 月 25 日に柏町の古主コトエ様より 300 万円の寄附をいただいたところであります。ご指示に基づき活用させていただきたいと思っております。</p> <p>2 番目の畑地かんがい用水札内川導水路破損事故についてでございます。この事故につきましては、既にご承知のことと思っておりますけれども、正式に今回報告をさせていただくものでございます。詳しく記載をさせていただいておりますので、ご参照賜りたいと存じますけれども、この事故につきましては 6 月 27 日未明に発生いたしましたので、即通水停止等の措置が取られたわけであります。利用農家の皆様</p>

方には防除時期と重なってございましたので、大変ご迷惑をかけたところでございます。村といたしましてもお詫びを申し上げますところでございます。この普及につきましては、7月4日に新たに3カ所の亀裂カ所が発見されましたけれども、これらを含めて7月18日に普及をし、13時から全面通水となったところでございます。現在、事故原因について調査中でございますけれども、専門家を交えての調査検討委員会を設置して調査中ということでございます。この調査結果を元にまた対応することとなっているようでございます。私どもも関心を持って見守っていきたいと思っております。

3点目の村営牧場の牧柵用資材の盗難についてでございますけれども、7月26日に発見をいたしまして、パスチャーポスト、柵用の鉄杭でございますけれども、これが約200本、有刺鉄線40メートル巻きのもので50束、これが盗難にありました。これらの資材につきましては、D牧区からの補修用資材として再利用を図るべく改修をしたものでございます。これを官舎の横に保管していたということでございます。被害額につきましては、新品の価格の15%をかけた5万円と見込んでおります。警察に被害届を出してございますけれども、昨今、このような同類の事故が多く発生してございまして、この防止について指示をいたしたところでございます。

以上でございます。

議 長

これで村長からの一般行政報告を終わります。

これから一般行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

7番 本多さん

7番本多議員

2番目の畑地かんがい用水札内川導水路破損事故についてでございますけれども、復旧するまで20日ということだったのでございますけれども、予備の管がなかったというお話は聞いているわけですが、今後こういうことがしょっちゅうあっては困るのですけれども、それに対する対策とか、今は開発でまだ工事の途中だと思っておりますので、これはもちろん開発がその予算をやっていると思うのですけれども、今後、更別村もほとんどの農家が引っ張るようになって、そういった事故が起きた時、例えば修理というか、そういう面については今後どのようにしていくのか、お伺いしたいと思います。

議 長
村 長

村 長

当初、この復旧には1か月程かかる、1か月程かかるということは、管を製造しなければ、ないという状態から1か月かかるということだったのでございましたけれども、急ぎ復旧作業を進めて20日となったところでございますけれども、この想定されない事故であったわけでありまして、やはりストックも新たに作らなければならないという管につきましては、ストックが必要であるということを開発の方にも申し上げ、これらの対応について今後、措置を図るべく検討しているところでございます。それから、この施設につきましては4

市町村で利用組合を結成してございますけれども、この私どもの施設となるわけでありまして、今般、このような考えられない事故が起きたわけでありまして、徹底的な原因究明をしていただいて、安全なものを私どもに渡していただくということが必要になってくるわけです。この対応につきましては、中札内村が組合の代表となつてございますので、私ども幹事会、それから私どもを含めて更に細かく認証してまいりたいと思つているところであります。

以上であります。

議 長

他に質疑はありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長
議 長

これで質疑を終わります。

日程第6、教育行政報告を行います。

教育行政報告は文書で配布されております。

これで教育長からの教育行政報告を終わります。

これから教育行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議 長

日程第7、議案第43号 平成20年度更別村一般会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

村 長

村 長

議案第43号 平成20年度更別村一般会計補正予算(第3号)の件でございます。

平成20年度更別村一般会計補正予算(第3号)は次に定めるところによるものでございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,350千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,539,459千円とするものでございます。2項はお目通しを願いたいと思つます。

今回の補正の内容をご説明申し上げます。

6ページをお開き願いたいと存じます。

款2総務費、項2徴税費、目1税務総務費、6,350千円の追加でございます。節で23の償還金利子及び割引料ということで6,350千円を追加するものであります。今回の補正につきましては、ひとつといたしまして、国から地方への税源移譲による平成19年分の所得税と平成18年中の所得税に対して課税される平成19年分の住民税の税率がそれぞれ改正されたところでございます。平成18年中に所得のあった方が平成19年中には所得がなくなった場合には、平成19年分の住民税が増えるだけとなつてしまうわけでありまして、このような年度間の所得変動の経過措置といたしまして、申告により平成

19年分の住民税を還付するものでございます。

例えば、出産や病気のために長期休職されていた方や定年退職や依願退職された方、自営業で業績悪化のため大幅に所得が減った方等、平成19年分の所得税が課税されなかった場合には、この措置の対象になる可能性があるということでありませぬ。

更別村におきましては、これらの対象となるものが120件、額に対しまして5,246,100円程推計されるものであります。このうち滞納されている方については、還付できないわけでありまして、これらを差し引きまして5,048,400円程還付を見込んでいるわけでありませぬ。それと法人住民税の予定納税をされている方、この法人住民税につきましては各法人の事業年度の終了後2か月以内に確定申告及び納税をしていただいているところでありませぬけれども、事業年度の6か月を経過する時に、前年度の税額の6か月分を予定納税する制度でございまして、この制度により予定納税を昨年に行っていた法人が今年度において、事業年度終了後に確定申告をしたところ、確定税額が予定納税した額を下回ったために還付するというものでございませぬ。これにつきましては2件該当してございまして、810,900円程還付を予定しているところでありませぬ。その他、還付の調整等を含めまして村税の還付金につきましては6,350千円補正予算をさせていただくということにしてございませぬ。それから村税の還付加算金、返す時には加算金を付けて返しますもので、これを5万円と見込んでいるものでございませぬ。

続きまして、歳入のご説明をさせていただきますけれども、5ページをお願い申し上げたいと存じませぬ。

款9地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税、4,361千円を補正するものでございませぬ。これにつきましては、歳入歳出のバランスを取るために4,361千円を措置させていただいてバランスを取っているものであります。

款14道支出金、項3委託金、目1総務費委託金、1,989千円を追加するものであります。節といたしまして3の徴税費委託金、1,989千円、これは道民税徴収委託金でございませぬ。この度の還付に関しまして、還付金の5,048,400円の中には道税の部分を含んでございませぬので、これにつきましては道の方からいただくということにしているところでありませぬ。1,989千円を見込んでいるところでありませぬ。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長

質疑なしと認めませぬ。

これで質疑を終わります。

議 長

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 43 号、平成 20 年度更別村一般会計補正予算(第 3 号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件は、全部終了いたしました。

これにて、平成 20 年第 3 回更別村議会臨時会を閉会いたします

(10時20分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 20 年 7 月 28 日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 本 多 芳 宏

同 議員 赤 津 寛一郎